

第 11 号議案

愛南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 6 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

児童福祉法等の一部改正により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例中の該当条文を改正する必要があるため。

愛南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

愛南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛南町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)(が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(愛媛県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は愛媛県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加え、同項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「(愛媛県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛媛県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第23条 第1項略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士

又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 略

第24条～第28条 略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士

_____、嘱託医及び

調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2、3 略

第30条 略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士

第23条 第1項略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(愛媛県が法第18条の27第

1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は愛媛県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者

であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 略

第24条～第28条 略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士

(愛媛県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛媛県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び

調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2、3 略

第30条 略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(愛媛県が認定地方公共団体

である場合には、保育士又は愛媛県の区域に係る地域限定保育士。次項において同

____その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2、3 略

第32条～第43条 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____

____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2、3 略

第45条、第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士_____

____その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなけれ

じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2、3 略

第32条～第43条 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(愛媛県が認定地方公共団体である場

合には、保育士又は愛媛県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医

及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2、3 略

第45条、第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(愛媛県が

認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛媛県の区域に係る地域限定保育士。次項

において同じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなけれ

ばならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2、3 略

以下 略

ばならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2、3 略

以下 略